

昭和六十二年政令第四百二二号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令

内閣は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第三条第三号、第九条第一項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む）、第三十四条（同法第四十二条第二項において準用する場合を含む）及び第三十六条第二項（同法第四十三条第三項において準用する場合を含む）の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第一条 社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号、第八十二条の規定に限る）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和三十三年法律第二百三十三号）、老人福祉法（昭和三十三年法律第二百三十三号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十三年法律第二百三十三号）、児童手当法（昭和三十三年法律第七十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、精神保健福祉士法（平成九年法律第二百三十一号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）、平成二十二年法律第七十七号）の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）、平成二十三年法律第七十七号）の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十七号）、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、国家戦略特別区域

法（平成二十五年法律第七十号。第十二条の第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）、民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第十号）及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）の規定とする。

2 介護福祉士に係る法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、前項に規定するもののほか、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百一十号）、医療法（昭和二十三年法律第二百一十号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）、薬剤師法（昭和三十五年法律第四百四十六号）、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）及び臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）の規定とする。

第二条 法第七条第二号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号若しくは第三号若しくは第四十条の規定による学校若しくは養成施設の指定又は同項第四号の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定（次条、第四条及び第十条において「養成施設等の指定」という。）の基準については、教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の事項に関し主務省令で定める。

（指定の申請）

第三条 養成施設等の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を主務大臣（法第七条第二号若しくは第三号又は第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による養成施設の指定（次条第一項、第六条第一項並びに第十一条第四項及び第五項において「養成施設の指定」という。）を受けようとする養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。

（変更の承認又は届出）

第四条 養成施設等の指定を受けた学校又は養成施設（以下「指定養成施設等」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、主務大臣（養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事。次項、次条及び第八条において同じ。）に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定養成施設等の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、主務大臣に届け出なければならない。（報告）

第五条 指定養成施設等の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

（報告の徴収及び指示）

第六条 主務大臣（養成施設の指定を受けた養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事。次項及び次条において同じ。）は、指定養成施設等につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 主務大臣は、第二条に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定養成施設等の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わなかつたとき、又は次条の規定による申請があつたとき、その指定を取り消すことができる。

（指定の取消し）

第七条 主務大臣は、指定養成施設等が第二条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わなかつたとき、又は次条の規定による申請があつたとき、その指定を取り消すことができる。

（指定取消しの申請）

第八条 指定養成施設等について、主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を主務大臣に提出しなければならない。

（国の設置する養成施設等の特例）

第九条 国の設置する学校又は養成施設に係る第三條から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

Table with 2 columns: 前条 (Previous Article) and 所管大臣 (Responsible Minister). The table lists '申請書を' (Application) and '書面により、' (In writing) and maps them to '所管大臣' (Responsible Minister).

提出しなければならない申し出るものとする。申請し、その承認を受協議し、その承認を受けなければならないとする。届け出なければならない通知するものとする。設置者 所管大臣 報告しなければならぬ通知するものとする。第六条第一項 所管大臣 第六条第二項 所管大臣 第七條 認めるとき、若しくは認めるときその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わなかつたとき、若しくは認めるとき 勧告 第七條 申請 申請

（主務省令への委任）

第十条 第二条から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他養成施設等の指定に関し必要な事項は、主務省令で定める。（主務大臣等）

第十一条 この政令における主務大臣は、文部科学大臣及び厚生労働大臣とする。

2 第六条（附則第二条において準用する場合を含む。）に規定する主務大臣の権限は、文部科学大臣又は厚生労働大臣がそれぞれ単独に行つてすることを妨げない。

3 前項の規定によりその権限を単独に行つた主務大臣は、速やかに、その結果を他の主務大臣に通知するものとする。

4 都道府県知事は、養成施設の指定をしたとき、第四条第一項の規定により変更の承認をしたとき、同条第二項の規定により変更の届出を受理したとき、第五条の規定により報告を受理したとき、又は第七条の規定により養成施設の指定を取り消したときは、遅滞なく、主務省令

提出しなければならない申し出るものとする。申請し、その承認を受協議し、その承認を受けなければならないとする。届け出なければならない通知するものとする。設置者 所管大臣 報告しなければならぬ通知するものとする。第六条第一項 所管大臣 第六条第二項 所管大臣 第七條 認めるとき、若しくは認めるときその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わなかつたとき、若しくは認めるとき 勧告 第七條 申請 申請

提出しなければならない申し出るものとする。申請し、その承認を受協議し、その承認を受けなければならないとする。届け出なければならない通知するものとする。設置者 所管大臣 報告しなければならぬ通知するものとする。第六条第一項 所管大臣 第六条第二項 所管大臣 第七條 認めるとき、若しくは認めるときその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わなかつたとき、若しくは認めるとき 勧告 第七條 申請 申請

提出しなければならない申し出るものとする。申請し、その承認を受協議し、その承認を受けなければならないとする。届け出なければならない通知するものとする。設置者 所管大臣 報告しなければならぬ通知するものとする。第六条第一項 所管大臣 第六条第二項 所管大臣 第七條 認めるとき、若しくは認めるときその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わなかつたとき、若しくは認めるとき 勧告 第七條 申請 申請

提出しなければならない申し出るものとする。申請し、その承認を受協議し、その承認を受けなければならないとする。届け出なければならない通知するものとする。設置者 所管大臣 報告しなければならぬ通知するものとする。第六条第一項 所管大臣 第六条第二項 所管大臣 第七條 認めるとき、若しくは認めるときその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わなかつたとき、若しくは認めるとき 勧告 第七條 申請 申請

提出しなければならない申し出るものとする。申請し、その承認を受協議し、その承認を受けなければならないとする。届け出なければならない通知するものとする。設置者 所管大臣 報告しなければならぬ通知するものとする。第六条第一項 所管大臣 第六条第二項 所管大臣 第七條 認めるとき、若しくは認めるときその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わなかつたとき、若しくは認めるとき 勧告 第七條 申請 申請

提出しなければならない申し出るものとする。申請し、その承認を受協議し、その承認を受けなければならないとする。届け出なければならない通知するものとする。設置者 所管大臣 報告しなければならぬ通知するものとする。第六条第一項 所管大臣 第六条第二項 所管大臣 第七條 認めるとき、若しくは認めるときその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わなかつたとき、若しくは認めるとき 勧告 第七條 申請 申請

提出しなければならない申し出るものとする。申請し、その承認を受協議し、その承認を受けなければならないとする。届け出なければならない通知するものとする。設置者 所管大臣 報告しなければならぬ通知するものとする。第六条第一項 所管大臣 第六条第二項 所管大臣 第七條 認めるとき、若しくは認めるときその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わなかつたとき、若しくは認めるとき 勧告 第七條 申請 申請

提出しなければならない申し出るものとする。申請し、その承認を受協議し、その承認を受けなければならないとする。届け出なければならない通知するものとする。設置者 所管大臣 報告しなければならぬ通知するものとする。第六条第一項 所管大臣 第六条第二項 所管大臣 第七條 認めるとき、若しくは認めるときその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わなかつたとき、若しくは認めるとき 勧告 第七條 申請 申請

提出しなければならない申し出るものとする。申請し、その承認を受協議し、その承認を受けなければならないとする。届け出なければならない通知するものとする。設置者 所管大臣 報告しなければならぬ通知するものとする。第六条第一項 所管大臣 第六条第二項 所管大臣 第七條 認めるとき、若しくは認めるときその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わなかつたとき、若しくは認めるとき 勧告 第七條 申請 申請

提出しなければならない申し出るものとする。申請し、その承認を受協議し、その承認を受けなければならないとする。届け出なければならない通知するものとする。設置者 所管大臣 報告しなければならぬ通知するものとする。第六条第一項 所管大臣 第六条第二項 所管大臣 第七條 認めるとき、若しくは認めるときその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わなかつたとき、若しくは認めるとき 勧告 第七條 申請 申請

で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとす。

5 この政令における主務省令は、法第七條第二号若しくは第三号若しくは第四十條第二項第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による学校の指定又は同項第四号若しくは法附則第九條第一項各号の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する事項については文部科学大臣及び厚生労働大臣の発する命令とし、養成施設の指定に関する事項については厚生労働大臣の発する命令とする。

第九條 法第九條第一項の受験手数料の額は、一万九千三百七十円（法第三十八條の規定に基づく厚生労働省令の規定により社会福祉士試験の科目を免除する場合その他厚生労働省令で定める場合）は、一万九千三百七十円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働省令で定める額とする。

第十條 法第四十條第三項において準用する法第九條第一項の受験手数料の額は、一万八千三百八十円とする。

第十一條 法第三十條（法第四十二條第二項において準用する場合を含む。）の社会福祉士登録証又は介護福祉士登録証（次号において「登録証」という。）の書換交付を受けようとする者 六百元

第十二條 登録証の再交付を受けようとする者 千二百円

第十三條 法第三十六條第二項の手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 社会福祉士の登録を受けようとする者 四千五百円

二 法第三十一條第一項の規定による届出を行つて変更の登録を受けようとする者 六百元

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二條第一項に規定する利用用電子証明書（次項第二号）において「利用用電子証明書」という。）

を送信する方法により行う者にあつては、五百円

第十六條 第二項の手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護福祉士の登録を受けようとする者 三千三百二十円

二 法第四十二條第二項において準用する法第三十一條第一項の規定による届出を行つて変更の登録を受けようとする者 六百元

（法第四十八條の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第十四條 第二項 法第四十八條の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、刑法（第八十二條の規定に限る。）

児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、精神保健福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待防止及び児童の保護等に関する法律、高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年

度等における子ども手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二條の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）

公認心理師法、民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。

（権限の委任）

第十五條 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、昭和六十二年十二月二十日から施行する。

（介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校又は中等教育学校の指定）

第二条 第二条から第十條までの規定は、法附則第九條第一項各号の規定による高等学校又は中等教育学校の指定について準用する。この場合において、第二條中「第七條第二号若しくは第三号若しくは第五号の規定による学校若しくは養成施設の指定又は同項第四号」とあるのは「附則第九條第一項各号」と、若しくは「中等教育学校」とあるのは「又は中等教育学校」と、第四條第一項及び第九條中「学校又は養成施設」とあるのは「高等学校又は中等教育学校」と読み替へるものとする。

（法附則第三條第三号の政令で定める社会福祉に関する法律の規定）

第二条の二 法附則第三條第三号の政令で定める社会福祉に関する法律の規定は、刑法（第八十二條の規定に限る。）

児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待防止及び児童の保護等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年

度等における子ども手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二條の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）

公認心理師法、民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。

（権限の委任）

第十五條 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

る法律及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。

（登録証の書換交付等の手数料）

第二条の三 法附則第四條第三項において準用する法第三十四條の手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法附則第四條第三項において準用する法第三十條の准介護福祉士登録証（次号において「登録証」という。）の書換交付を受けようとする者 六百元

二 登録証の再交付を受けようとする者 千二百円

（登録手数料）

第二条の四 法附則第五條第三項において準用する法第三十六條第二項の手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法附則第二條に規定する准介護福祉士の登録を受けようとする者 三千三百二十円

二 法附則第四條第三項において準用する法第三十一條第一項の規定による届出を行つて変更の登録を受けようとする者 六百元

（法附則第十一條第三号及び第十四條第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第三条 法附則第十一條第三号及び第十四條第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、刑法（第八十二條の規定に限る。）

児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年

度等における子ども手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者

者に対する支援等に関する法律、平成二十二年

の養護者に対する支援等に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法(第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る)、公認心理師法、民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。

第四條 法附則第十一條第四項の規定により同条

第一項の認定特定行為業務従事者認定証(以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。)の返納を命ぜられた法附則第十條第一項に規定する認定特定行為業務従事者(以下「認定特定行為業務従事者」という。)は、遅滞なく、返納を命じた都道府県知事にこれを返納しなければならぬ。

2 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定

特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第十一條第四項の規定により当該認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることが適当と認めるときは、理由を付して、当該他の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定

特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第十一條第四項の規定により特定行為の業務を停止したときは、当該他の都道府県知事に、その処分の日及び処分の理由及び内容を通知しなければならない。

(委託することのできない事務)

第五條 法附則第十二條第一項の政令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法附則第十一條第二項の規定による認定の事務

二 法附則第十一條第三項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付の拒否に係る事務

(登録研修機関の登録の有効期間)

第六條 法附則第十六條第一項の政令で定める期間は、五年とする。

(準用)

第七條 第十四條の二の規定は、法附則第二十七條第一項の登録について準用する。

附則 (平成元年三月二二日政令第五六号)

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附則 (平成六年三月二四日政令第六四号)

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年六月七日政令第三三二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二八年一月二五日政令第一〇号) 抄

(施行期日)

第一條 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

第二十八條 社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置

第三号の規定は、施行日以後にした行為により前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一條に規定する法律の規定に規定する罰金の刑に処せられた者について適用し、施行日前にした行為により前条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一條に規定する法律の規定に規定する罰金の刑に処せられた者の当該刑に係る欠格事由についてはなお従前の例による。

附則 (平成二八年三月二七日政令第七一号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年三月二四日政令第六二号)

(施行期日)

第一條 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三條の規定は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第二條 改正法第二條の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第二号若しくは第三号若しくは第三十九條第一号から第三号までの規定による学校若しくは養成施設の指定又は同法第四十條第二項第一号若しくは附則第二

條第一項の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定(以下「新指定」という。)を受けようとする者は、この政令の施行前においても、この政令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令(以下「新令」という。)第三條(新令附則第二項において準用する場合を含む。)の規定の例により、新指定の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により新指定の申請があつた場合には、この政令の施行前においても、新指定をすることができる。この場合において、当該新指定は、この政令の施行の日にその効力を生ずる。

第三條 この政令の施行の前日に改正法第二條の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七條第二号若しくは第三号又は第三十九條第一号から第三号までの規定による指定を受けている学校又は養成施設(以下「旧指定養成施設等」という。)の設置者は、同日以後において新令第四條第一項に規定する主務省令で定める事項を変更しようとするときは、この政令の施行前においても、同項の規定の例により、承認の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により承認の申請があつた場合には、この政令の施行前においても、承認をすることができる。この場合において、当該承認は、この政令の施行の日にその効力を生ずる。

第四條 この政令の施行の前日に旧指定養成施設等に在学している者(同日以後に旧指定養成施設等に入学者、同日以後に当該旧指定養成施設等を卒業し、又は退学した者を除く。)が同日以後に旧指定養成施設等を卒業し、又は退学するまでの間に旧指定養成施設等に対する新令第六條第二項及び第七條(これらの規定を新令第九條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、新令第六條第二項中「主務省令で定める基準」とあるのは、「主務省令で定める基準(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第六十二号)の施行の際現に社会福祉士又は介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者については、主務省令で定める基準。次条において同じ。)」とする。

第五條 前二條に定めるもののほか、旧指定養成施設等に関し必要な経過措置は、主務省令で定める。

附則 (平成二〇年三月二八日政令第八四号)

(施行期日)

第一條 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次條の規定は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第二條 改正法第三條の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(次條において「新法」という。)第四十條第二項第一号から第三号までの規定による学校又は養成施設の指定(以下「この条において「新指定」という。))を受けようとする者は、この政令の施行前においても、この政令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第三條の規定の例により、新指定の申請をすることができる。

2 主務大臣(養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事)は、前項の規定により新指定の申請があつた場合には、この政令の施行前においても、新指定をすることができる。この場合において、当該新指定は、この政令の施行の日にその効力を生ずる。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 改正法の施行の際現に改正法第三條の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九條第一号から第三号まで又は第四十條第二項第二号の規定による学校又は養成施設の指定を受けている者(前條第二項の規定により新法第四十條第二項第一号から第三号までに規定する指定を受けた者を除く。)は、改正法の施行の日、それぞれ新法第四十條第二項第一号から第三号まで又は第五号の規定による当該学校又は養成施設の指定を受けたものとみなす。

附則 (平成二二年三月二七日政令第六二号)

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月三一日政令第七五号) 抄

(施行期日)

第一條 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。



によりされた第四十条第二項第二号指定とみなす。

附則（平成二八年三月三一日政令第一八五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 改正法第四条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条第一項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定による高等学校又は中等教育学校の指定（以下この条において「新指定」という。）を受けようとする者は、この政令の施行前においても、第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令附則第二条において準用する同令第三条の規定の例により、新指定の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により新指定の申請があつた場合には、この政令の施行前においても、新指定をすることができる。この場合において、当該新指定は、施行日にその効力を生ずる。

附則（平成二九年七月二〇日政令第一九九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年九月一五日政令第二四三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成二九年九月十五日）から施行する。

附則（平成二九年九月二一日政令第二四六号）

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二九年九月二二日）から施行する。

附則（平成二九年一二月二七日政令第二九〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附則（平成三〇年二月二八日政令第四一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附則（令和三年八月六日政令第二二七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年一月一九日政令第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（社会福祉士及び介護福祉士等の欠格事由に関する経過措置）

第二条 社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号及び第四十八条の四第二号（同法附則第二十七条第二項において準用する場合を含む。）並びに附則第十一条第三号及び第十四条第二号の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為により第一条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条第一項及び第十四条の二（同令附則第七条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条に規定する法律の規定（第一条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条第一項及び第十四条の二（同令附則第七条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条に規定する法律の規定を除く。）により罰金の刑に処せられた者に係る当該刑については、適用しない。

附則（令和五年七月五日政令第二三五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附則（令和六年五月二日政令第一八三号）

この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二七日）から施行する。